

震災復興を踏まえたまちづくり支援のご提案

被災地復興 まちづくり事業

東日本大震災を踏まえて



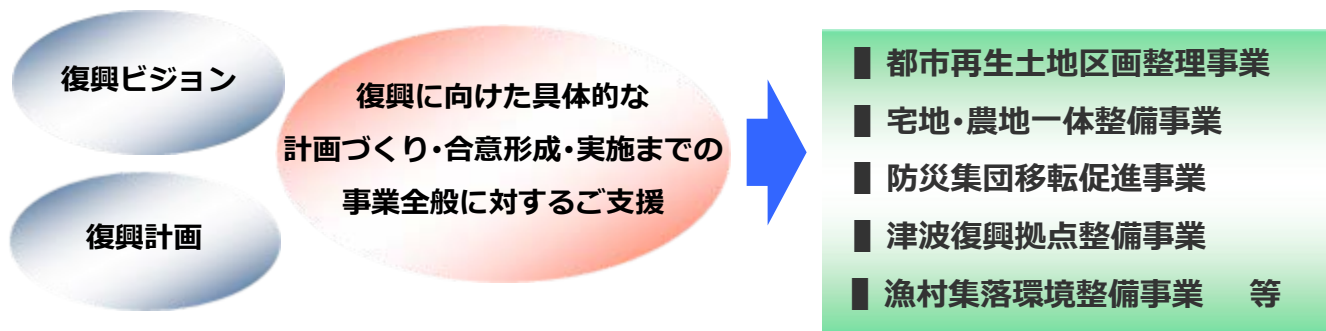
復興まちづくり事業のご支援について

□東日本大震災により未曾有の被害を受けた被災地におかれましては、膨大な復旧作業と併せて各行政の復興ビジョンに基づく復興計画策定のご尽力に多大な敬意を表しますと共に被災された地域の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

□被災地への法制度としては、平成23年6月に成立した「東日本大震災復興基本法」をはじめとして同年12月に成立した「東日本大震災復興特別区域法」（復興特区）や「復興庁」の設置などにより、「復興計画」に基づく具体的な復興のためのまちづくりや地域づくりに関する計画書となる「復興推進計画」や「復興整備計画」の作成に着手する段階となって参りました。

□弊社では、創業以来50年に及ぶ“まちづくりコンサルタント”として土地区画整理事業や開発行為などに参画し、計画・合意形成・実施までの事業全般にわたるコーディネートを行って参りました。弊社といたしましては、これらの経験と実績を活かし「震災復興を踏まえたまちづくり支援」を行っていきたくと考えております。

ご支援ができる主な事業について



▶復興整備計画等の作成 ▶認定等の手続き ▶事業の開始 ▶事業の管理 ▶完了手続き

■ 東北支店

〒983-0045 宮城県仙台市宮城野区宮城野1-12-15
松栄宮城野ビル301

TEL 022-355-7077 / FAX 022-355-7066

URL: <http://www.mikami-web.co.jp/>

E-mail: m-eigyo@mikami-web.co.jp

■ 本社

〒311-4153 茨城県水戸市河和田町4471-45
TEL 029-257-1234 / FAX 029-255-2555



復興まちづくり事業の具体的な内容について

□復興まちづくり事業は、復興特区制度に基づく場合「復興計画」で定められた被災地の状況に合わせた個別事業を定め、地域全体の復興に向けた具体的な「復興推進計画」及び「復興整備計画（事業計画）」を策定し、各事業に着手することになります。

□弊社といたしましては、事業をスムーズ且つ迅速に進めていくための社内体制（企画・計画・測量・設計・補償）を活かし、下記に示す主な事業などに対する全面支援を行い、微力ではありますが「東北復興」に全社を挙げて取り組みます。

事業手法 1

都市再生土地区画整理事業

- ① 被災市街地・液状化対策
- ② 土地利用の再編・申出換地
- ③ 公共施設の整備・宅地等の整備

事業手法 2

宅地・農地一体整備事業

- ① 住宅地と農地混在の解消
- ② 土地区画整理事業と農業基盤整備事業を一体的に整備
- ③ 申出による住宅の集約

事業手法 3

防災集団移転促進事業

- ① 住宅団地用地の取得
- ② 公共施設・住宅団地の整備
- ③ 移転促進区域の宅地等の買取・移転

事業手法 4

津波復興拠点整備事業

- ① 拠点整備用地の取得
- ② 公共施設の整備・かさ上げ工事
- ③ 津波防災拠点の整備

事業手法 5

漁村集落環境整備事業

- ① 漁業集落の整備・かさ上げ工事
- ② 漁港施設の整備・用地のかさ上げ工事
- ③ 水産業共同利用施設・漁港施設の整備

主な事業プロセス

プロセス0

□復興計画等の作成

プロセス1

□復興整備計画等の作成

- ▶ 復興推進・整備計画の作成
- ▶ 復興交付金事業計画の作成 等

プロセス2

□認定等の手続き

- ▶ 住民の合意形成
- ▶ 国及び地方協議会の開催
- ▶ 大臣認定・計画の公表 等

プロセス3

□事業の開始

- ▶ 各種設計・計算及び積算
- ▶ 換地や用地取得に関する合意形成
- ▶ 事業展開計画の作成 等

プロセス4

□事業の管理

- ▶ 事業進捗等の周知活動
- ▶ 計画等の変更手続き
- ▶ 事業展開等の進捗管理 等

プロセス5

□事業の完了手続き

- ▶ 登記の実施
- ▶ 事業の清算
- ▶ 事業の完了手続き 等

▶事業手法は代表的な例ですが、復興特区制度においては、連携による同時施行や他事業との組合せも可能とされています。

■ 東北支店 〒983-0045

宮城県仙台市宮城野区宮城野1-12-15 松栄宮城野ビル301

TEL 022-355-7077 / FAX 022-355-7066

URL: <http://www.mikami-web.co.jp/>

E-mail: m-eigy@mikami-web.co.jp